

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 都市計画事業の変更認可（三件）……………一  
……………（都市整備局都市基盤部調整課）……………一
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………二  
……………（都市整備局市街地整備部再開発課）……………二
- 東京都環境影響評価条例による見解書……………二  
……………（環境局総務部環境政策課）……………二
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定……………七  
……………（福祉保健局障害者施策推進部居住支援課）……………七
- 都道の区域変更……………一〇  
……………（建設局道路管理部路政課）……………一〇
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………三  
……………（建設局公園緑地部公園課）……………三
- 河川保全区域の指定の一部廃止……………三  
……………（建設局河川部指導調整課）……………三
- 海岸保全区域の変更……………四  
……………（港湾局離島港湾部管理課）……………四
- 東京都公安委員会委員長の選任及び東京都公安委員会委員長代理の指名……………四  
……………（四）
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………四  
……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）……………四

### 告示

●東京都告示第六百九十三号  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十九年建設省告示第三千三百五十七号町田市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年十一月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 町田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 町田市計画下水道事業
- 三 事業施行期間 昭和三十九年十二月十六日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分  
変更なし  
使用の部分  
変更なし  
変更なし

#### ●東京都告示第六百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十五年東京都告示第二百二十五号小平都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年十一月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 小平市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 小平都市計画下水道事業
- 三 事業施行期間 昭和四十五年十一月十六日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分  
変更なし  
使用の部分  
変更なし  
変更なし

#### ●東京都告示第六百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和五十九年東京都告示第二百三十四号秋多都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年十一月二十七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 あきる野市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 秋多都市計画下水道事業
- 三 事業施行期間 昭和五十九年十二月二十七日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分  
変更なし  
使用の部分  
変更なし

昭和五十九年東京都告示第二百三十四号、昭和六十年東京都告示第二百七十三号、昭和六十三年東京都告示第五百五十八号、昭和六

十三年東京都告示第千四十一号、平成三年東京都告示第千三百三十二号、平成六年東京都告示第千八百三十三号、平成七年東京都告示第九百八十一号、平成九年東京都告示第八百二十三号、平成十二年東京都告示第千三百七十八号、平成二十二年東京都告示第千三百九十八号及び平成二十五年東京都告示第三百五十一号の事業地に、あきる野市伊奈字引田ノ上、牛沼字初雁を加え、あきる野市引田字桜ノ岡、牛沼字東龍ヶ崎地内において事業地を変更する。

●東京都告示第千六百九十六号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき立川駅北口西地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

- 平成二十七年十一月二十七日  
東京都知事 舛 添 要 一
- 一 組合の名称  
立川駅北口西地区市街地再開発組合
  - 二 事業施行期間  
平成二十三年五月十二日から平成二十九年三月三十一日まで
  - 三 施行地区  
立川市曙町二丁目地内
  - 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日  
立川市曙町一丁目十二番二十二号

- 平成二十三年五月十二日
- 五 変更の内容  
事業施行期間を平成三十年三月三十一日まで延長する。
  - 六 事業計画の変更の認可の年月日  
平成二十七年十一月二十七日

●東京都告示第千六百九十七号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十五条第一項の規定に基づき、(仮称)八王子高尾商業施設計画について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

- 平成二十七年十一月二十七日  
東京都知事 舛 添 要 一
- 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
大和ハウス工業株式会社  
代表取締役社長 大野 直竹  
大阪府大阪市北区梅田三丁目三番五号
  - 二 対象事業の名称及び種類  
(仮称)八王子高尾商業施設計画  
自動車駐車場の設置
  - 三 対象事業の内容の概略  
対象事業は、八王子市東浅川町に位置する敷地において、商業施設の建設及びそれに伴う約一千九百台の自動車駐車場を設置するものである。
  - 四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見が七十二件、事業段階関係市長からの意見が一件あり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、水循環、生物・生態系、史跡・文化財、温室効果ガス及びその他であった。事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

- (一) 期間  
平成二十七年十一月二十七日から同年十二月十六日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。
- (二) 時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで
- (三) 場所  
ア 八王子市環境部環境政策課  
八王子市元本郷町三丁目二十四番一号  
イ 東京都環境局総務部環境政策課  
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階  
ウ 東京都多摩環境事務所管理課  
立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記 (原文のまま記載)

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案について提出された都民の意見書及び事業者関係関係市長(八王子市)の意見の内訳は、表1に示すとおりであり、都民の意見書は72件であった。これらの主な意見の概要とそれらについての事業者の見解の概要は、表2及び表3に示すとおりである。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民からの意見書	72件
事業者関係関係市長(八王子市)の意見	1件
合計	73件

表2(1) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業計画(交通計画・交通安全・渋滞対策)	事業者の見解
	当計画及び周辺の開発に伴い、地域への交通量が増えることが予想されること、高尾山イオンタウンからの交通量が増えることが予想されることなどを考慮し、渋滞が多発することを懸念する立場から、道路交通量の予測では、地域のそうした特性を考慮するよう指摘したところであるが、今回の環境影響評価書案のどこに反映されているのかを明らかにして頂きたい。	評価書案では、近隣の商業施設の新設に伴い発生する交通量については現況交通量に上乗せを行い、それを将来一般交通量(本施設に関連する交通量以外の交通量)と設定しています。また、将来一般交通量に本施設に関連する交通量を上乗せして、道路沿道に対する環境を予測・評価を行っております。	評価書案22ページでは、交通誘導、出入口について道路管理者等関係機関との協議を経て決定するとしていますが、現時点においても関係機関と協議中であり、交通安全、渋滞回避の観点から適切に事業を進めて参ります。

表2(2) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業計画(交通計画・交通安全・渋滞対策)	事業者の見解
	当計画の西側には隣接して東浅川小学校があり、東側には東浅川保健福祉センターや陵南中学校がある。従って、計画地周辺の道路は通学路であり、交通安全について特に配慮が必要と考えるが、交通誘導員はこのことを前提として検討されているのだろうか。	当計画の駐車場は、午前8時に供用される計画であり、児童生徒の通学時間帯と重なることから、交通安全には特段の対策を要望する。周辺地域では高齢化も進んでおり、高齢者来店者も増えるものと思われるので、高齢者の交通安全にも配慮願いたい。	来店車両の経路については、誘導看板の設置、チラシや店内での掲示等により、周知徹底する計画としております。東方面からの来店者については、現在設定しております。万葉けやき通りから市道浅川18号線に右折します。施設北側の駐車場入口を利用する計画としております。この沿道には、東浅川保健福祉センターや敬愛たかお保育園があり、交通安全に配慮し、適宜、交通誘導員を配置する計画としております。児童生徒については、登校時及び下校時の交通安全(高齢者来店者についても同様)に特に配慮する計画とし、当該道路が通学路であること、また、徐行を促す等の案内の掲示等を行い、交通安全を確保します。
	駐車場の有料化は渋滞対策に効果があると考えるので十分な検討をお願いしたい。	周辺道路の渋滞対策として、駐車場は基本的には有料化する計画です。また、入庫時については、入口から駐車券発券機までの距離を確保し、できる限り計画地内で滞留台数を確保する計画です。	周辺道路の渋滞対策として、駐車場の基本的には有料化する計画です。また、入庫時については、入口から駐車券発券機までの距離を確保し、できる限り計画地内で滞留台数を確保する計画です。
	「周辺道路の渋滞を生じさせないよう配慮する」と記載されているが、現在でも渋滞が発生しており、工事完了後にそのような配慮で渋滞を生じさせないというのは、不可能であろうと考えられる。緩和するのかが記述した方が正直ではないかと思うがどうか。	来店経路、退店経路及び出入庫の方法等については、交通量調査結果及び近隣商業施設の開設により想定される増加交通量に基づき、大規模小売店舗立地法で警察及び道路管理者等と事前協議を進めている段階です。また、近隣の商業施設が開店したため、再度実地調査を実施し、その結果を勘案して、出入口の安全対策、渋滞対策、周辺の交差点の渋滞対策の観点から適切な事業計画を設定し、事業を進めて参ります。更に、公共交通機関での来店をホームページ等で促す計画です。	来店経路、退店経路及び出入庫の方法等については、交通量調査結果及び近隣商業施設の開設により想定される増加交通量に基づき、大規模小売店舗立地法で警察及び道路管理者等と事前協議を進めている段階です。また、近隣の商業施設が開店したため、再度実地調査を実施し、その結果を勘案して、出入口の安全対策、渋滞対策、周辺の交差点の渋滞対策の観点から適切な事業計画を設定し、事業を進めて参ります。更に、公共交通機関での来店をホームページ等で促す計画です。

表 2(3) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目		意見の内容	事業計画 (入居店舗)	事業者の見解
項目		住民説明会 (東京都環境影響評価条例に基づく評価書案の住民説明会) の質疑の中で「どのような店舗が入るのか」という質問に対し、「まだ決まっていない」との回答であったと記憶するかどうか。こうした質問の背景には、風俗的な店、ギャンブル的な店の出店を危惧する意見や青少年のたまり場になるような場所ができることへの不安など地域の精神的な環境の質の低下を心配したものがあると考えられている。	本施設は親子3世代のファミリーを対象としたジョypンゾクセンターであり、ライオンスタイル等のパークレット調査により、地域の方々の利便性が向上するような店舗を入居させる方針です。業種構成としてはスーパーマーケットをはじめ、スポーツ・家電等の大型店舗、衣料・生活雑貨・フイットネス施設・レストラン、親子3世代をターゲットとしたファミリー施設などを予定しています。よって風俗的な店、パチンコ・パークジャンプのようなギャンブル的な店舗の出店はありませんが、また、事業の進捗に応じて連絡会 (地区の会長を通じてなど) を開催することを検討しており、開業後は地域コミュニケーションとの連携を図って参ります。	本施設は親子3世代のファミリーを対象としたジョypンゾクセンターであり、ライオンスタイル等のパークレット調査により、地域の方々の利便性が向上するような店舗を入居させる方針です。業種構成としてはスーパーマーケットをはじめ、スポーツ・家電等の大型店舗、衣料・生活雑貨・フイットネス施設・レストラン、親子3世代をターゲットとしたファミリー施設などを予定しています。よって風俗的な店、パチンコ・パークジャンプのようなギャンブル的な店舗の出店はありませんが、また、事業の進捗に応じて連絡会 (地区の会長を通じてなど) を開催することを検討しており、開業後は地域コミュニケーションとの連携を図って参ります。
項目		八王子市は過去に自動車排気ガスに含まれる窒素酸化物の光化学反応による、光化学スモッグが夏に多発していた。その原因の一つに大気が滞留しやすい自然条件がある。	大気汚染 事業者の見解	大気汚染に限らず全ての環境影響評価に当たっては、環境基準をなく、工事中の建設機械、車両の走行及び供用後の環境保全のための措置を徹底し、出来る限り低減していくという考えで本事業を進めて参ります。
項目		当計画の駐車場に隣接する東浅川小学校や、周辺の交通量が増加する陵南中学校の成長盛りの児童生徒の健康に、当計画の駐車場計画や交通量の増加がどのような影響を与えるのか不安である。環境影響評価書案では「環境の程度は小さいと考えられる」としているが、大気予測について「環境基準を満たすことは最低限のことであり、「小さい」のでは因るので健康への被害は限りなくゼロ」とより、オーゾン後にどのような対応を考えているのか明らかにして頂きたい。	騒音・振動	オーゾン後には事後調査を実施し、影響の程度を確認し、東京都に報告します。また、地域住民の方々が確認できるように、その結果を施設内に掲示する等、検討したいと考えております。
項目		騒音などの調査地点が、陵南中生徒等の通行する北門、東門付近でなく、万葉けやき通りとなっている。計画地へのルートとして、東方からの来店客が選定する道は大半が陵南中の北 (中央線に沿った市道) であると考えられることから、市道に調査地点を設置することが必要ではないか。	事業者の見解	東方方面からの来店者については、関係機関との協議のうえ、現在、万葉けやき通りから市道浅川18号線に右折し、施設北側の駐車場入口を利用する計画としています。

表 2(4) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目		意見の内容	事業者の見解	
項目		土壌汚染については、大和ハウス工業株式会社を買収する前に汚染土壌の除去が行われ、対策は完了していると考えられている。しかしながら、土壌汚染と地下水汚染は同時に進行するものである。地下水水位は、季節変動や降水による変動で、土壌汚染を拡大させてきた可能性がある。このため、土壌汚染された土地については土壌汚染について長期にわたる十分な監視が必要であろうと考えるかどうか。特にスーパーマーケットやレストランなど生鮮食品を扱う店舗出店もあり得るので、土壌汚染は環境影響評価項目から外されているが、選定項目に入れるべきである。	土壌汚染 事業者の見解	汚染土壌は全量を掘削除去し、輸入土による埋め戻しによる対策が土壌汚染対策法及び環境確保条例等の関連法令に基づき土地購入前に実施されています。汚染された土壌は全量が掘削除去され対策は完了していることから、環境影響評価の項目として選定しておりません。また、土壌汚染対策工事後に前土地所有者が実施した地下水調査で、地下水汚染がなかったことを確認しております。
項目		「雨水の地下水涵養能力の向上に努める」とのことであるが、計画の中で考えている地下水涵養能力は、沖電気が行っていた内容と比べて改善しているのかどうか、データをもって説明して頂きたい。	水循環 事業者の見解	沖電気が行っていた内容は明らかにされていますが、本事業では植栽や雨水浸透貯留施設を設置し、できる限り地下水涵養能力を高める計画としております。また、「八王子市雨水貯留浸透推進計画 (平成27～36年度)」に示される時間降雨量60mmまでの流出が抑制される計画としております。
項目		大量の水資源を利用する施設であり、雨水処理を計画している中で、再生水利用を真剣に考えるべきではないか。トイレや洗車用などに利用する計画を、これからでも検討することは十分可能である。	生物・生態系 事業者の見解	本事業では、節水タイプのトイレ設備等の導入を積極的に検討し、節水に努めて参ります。
項目		「工事中すべてを整地するために猛禽類は利用できないが、計画地周辺には都立高尾陣馬自然公園などがあり、他の探検地を利用する」とありますが、チョウゲンボウは利用頻度が高く、しかも複数の個体が生息していることを考えると影響が小さいとは考えにくい。他の地域には当然そこをトリリーとする個体が生息しているはずですので、容易に他地域で採食できるという結論は乱暴です。	生物・生態系 事業者の見解	チョウゲンボウは、主にビルや橋の隙間で繁殖することから、計画地周辺の人工物に営巣していると考えられます。そのため、計画地を利用する頻度が高くなっているものと推察されます。工事の完了後には、高・中・低木を取り混ぜて植栽し、小鳥類が生息できる環境を計画して参ります。
項目		工事完了後、高・中・低木を植生を考慮した上で植栽することを計画し、小鳥類を呼び寄せることについては、ぜひ実現を希望します。	生物・生態系 事業者の見解	工事完了後、高・中・低木を植生を考慮した上で植栽することを計画し、小鳥類を呼び寄せることについては、ぜひ実現を希望します。

表 2(5) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目		意見の内容	史跡・文化財	事業者の見解
項目		意見の内容	八王子市に確認したところ、計画地内には指定文化財等はないと記載があるが、平成27年1月22日の「審議会第一部会」の審議において、委員の方から「周辺にいくつかの遺跡があります。念のため市教育委員会に存否を問い合わせて様子を確認したほうが良い」との発言がありました。市の教育委員会に確かめたかどうか、また、その内容について報告頂きたい。	八王子市に確認したところ、計画地内には指定文化財等は存在しないとのことでした。なお、工事の施行中に埋蔵文化財を発見した場合には、関係機関と協議のうえ、適切に対処致します。
項目		意見の内容	温室効果ガス	事業者の見解
項目		意見の内容	温室効果ガス	事業者の見解
項目		意見の内容	その他(地域住民との対話)	事業者の見解
項目		意見の内容	その他(環境に及ぼす影響の評価)	事業者の見解

表 2(6) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目		意見の内容	その他(計画書に対する都民の意見書)	事業者の見解
項目		意見の内容	その他(計画書に対する都民の意見書)	事業者の見解

知事の意見、都民の意見、八王子市長の意見について、環境影響評価書案では、どのような検討を行ったのか、あるいは検討しなかった場合にはその理由などを記載して頂きたい。

調査計画書では、交通安全や周辺商業施設の影響を考慮した沿道の大気、騒音の評価の意見がありました。評価書案では、道路沿道に関する隣の商業施設の交通を考慮して、影響を評価し、評価書案に示しました。更に地域の状況を勘案し、環境保全措置を検討して参ります。  
また、交通安全、渋滞回避については、現時点において交通誘導、出入口等について道路管理者等関係機関と協議中であり、決定した内容については評価書又は大規模小売店舗立地法申請書類等で示して参ります。

表3(1) 八王子市長の意見及びこれらについての事業者の見解

項目	意見の内容	全般的事項	事業者の見解	
	今後、事業の進捗に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、新たに子割事項について検討し、対策が必要な場合には環境保全のための措置を講じるとともに、継続的にモニタリングし実態の把握に努められたい。 また、必要に応じて地域への説明を行うほか、その中で課題が生じた場合には、市、交通管理者及び地域等の関係団体と協議し、課題の解決を図られたい。	今後、工事の施行中及び工事の完了後に実施する事後調査等を通じて、事業に起因して新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合は、子割事項等の検討を行い、必要に応じて環境保全対策を講じ、継続的にモニタリングして実態の把握に努め、環境への影響の低減に努めます。 また、必要に応じて地域への説明を行い、事業に起因して新たに課題が生じた場合には、市、交通管理者及び地域等の関係団体と協議し、課題の解決を図ります。		
項目	意見の内容	振動	事業者の見解	
	工事用車両と関連車両の走行に伴う道路交通の振動については、振動規制法と都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の趣旨に基づき、振動規制法第16条、振動規制法施行規則第12条の道路交通振動に係る要請限度で評価されたい。	振動については、「振動規制法等の道路交通振動の要請限度」が設定されていますが、「環境確保条例」に基づき日常生活に適用する規制基準の方が、より厳しい基準となるため、これを評価の指標として採用しました。 「振動規制法等の道路交通振動の要請限度」については、評価の指標として「環境確保条例」に基づく日常生活に適用する規制基準」を採用した妥当性と併せて、評価書にその内容を追記します。		
項目	意見の内容	水循環	事業者の見解	
	地下水位の実際にについては、事後調査の対象とするよう検討されたい。 また、「地表面流出水等」の項目について、調査結果及び予測を環境影響評価書以降の図書に記載すること。	本事業では、地盤改良工事による地盤改良部の深さ及び商業施設の設置に伴う掘削深度は地下水位に到達しないため、地下水位の低下は生じないものと考えており、よって事後調査の対象とはしていません。 また、地表面流出水等については、評価書の地表面流出水等の項目に地表面流出係数を追加記載します。なお、地表面流出水については、時間降雨量60mmまで発生しない(抑制される)計画としております。更に、事後調査において計画が正しく実行されたか確認致します。		

表3(2) 八王子市長の意見及びこれらについての事業者の見解

項目	意見の内容	その他	事業者の見解	
	(1) これまでの本計画地における市や地域の協力関係及び協議経緯等を十分に踏まえ、今後も市及び地域が目指すまちづくりに協力されたい。 特に、適正な土地利用及び地域住民の生活利便性の向上に資する区画道路及び地域住民に開放された公共空間等について、市と協議のうえ整備することを検討するとともに、計画地北側に建設される集合住宅等の影響についても適切に考慮すること。	今後も市及び地域が目指すまちづくりに協力致しません。 計画地北側の集合住宅等については、事業主体が異なりますので本環境影響評価では対象としておりませんが、工事期間が数か月重なることが想定されますので工事期間中は隣南地区大規模開発安全対策連絡会に参加し、工事用車両が過度に集中することがないよう、適切に考慮いたします。		
	(2) 本計画地の周辺には、東浅川保健福祉センター、東浅川小学校、隣南中学校及び東浅川交通公園など、高齢者や児童生徒が多く集まる施設が存在する。 本事業の実施に伴い、計画地の周辺道路における渋滞の発生や安全性の低下など、地域の交通環境に大きな影響が生じないよう、広域的な視点で原因を予測し、警察や地元関係者と十分協議・調整し、必要な対策を検討すること。 また、流入する施設利用車両に対しては、速やかに駐車場内への呼び込みが行われるよう、構造に配慮し、導流帯の設置などを検討するほか、車両の流出に際しては、生活道路への流出を防ぐよう措置を行い、周辺の住宅に排ガスや走行時の振動などによる影響を与えないよう配慮すること。	現時点において交通誘導、出入口等について道路管理者等関係機関と協議中ですが、高齢者や児童生徒の安全確保、渋滞回避の観点から、十分協議・調整し、必要な対策を検討します。 流入する施設利用車両については、入口から駐車券発券機までの距離を確保し、できる限り計画地内で滞留台数を確保するよう検討します。 来店車両の経路については、誘導看板の設置、チャラジ等により、周知徹底し、生活道路への流入を防ぐ措置を講じます。		
	(3) 当該建築物は、物販店舗、飲食店、サービスを主要な用途としているが、計画地周辺には教育関連施設が存在することから、青少年への影響を十分考慮するとともに、隣接する東浅川小学校のグランド等との位置関係を考慮し、生徒のプライバシー保護の観点から適切な対策を検討すること。	本施設は親子3世代のファミリーを対象としたショッピングセンターであり、ライフスタイル等アンケート調査により、地域の方々の利便性が向上するような店舗を入驻させる方針です。業種構成としてはスーパーマーケットをはじめ、スポーツ・家電等の大型店舗、衣料・生活雑貨・フィットネス施設・レストラン・親子3世代をターゲットとしたファミリー施設などを予定してまいります。よって風俗的な店、パチンコ・アーケードのようなギャンブル的な店舗の出店はありません。また、隣接する東浅川小学校のグランド等の位置関係を考慮し、駐車場には、目隠し等によりプライバシーの保護を検討します。		

●東京都告示第千六百九十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を指定したので、法第二十一条の五の二十四及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第二百二十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月二十七日  
東京都知事 外 添 要 一

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援（児童発達支援センターであるもの）

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
文京区	文京区児童発達支援センター	文京区湯島4-7-10	平成27年4月1日

サービスの種類 児童発達支援（児童発達支援センターでないもの）

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社CSワークス	緑ジェルキッズ	葛飾区堀切5-50-9	平成27年2月1日
株式会社ファイブアカデミー	スマートキッズプラス北葛西	江戸川区北葛西4-22-11 ベルビル1階	同日
株式会社オーカ	コラゾン再発橋浅草	墨田区再発橋1-4-4 南野ビル2階	平成27年3月1日
株式会社スマイル・キッズ	発達支援教室スマイル久が原	大田区久が原3-37-1 NYビル2階	同日
株式会社ジョイナス	発達支援センタージョイナス 向山教室	練馬区向山1-15-2 上野ビル3階	同日
株式会社オーカ	コラゾン清澄白河	江東区白河2-8-5 三栄ビル4階	平成27年4月1日
株式会社カスケード東京	らいおんハート遊びリレーション児童デイ北砂	江東区北砂5-20 7号棟第101号室	同日
株式会社SKY	あおぞら矢口園	大田区東矢口3-30-12 祥明ビル2階	同日
特定非営利活動法人バリアフリーセンター福祉ネットナナの家	こどもデイサービス かのん	世田谷区喜多見7-25-17 サンユーキャッスルII 7号室	同日
社会福祉法人どろんこ会	発達支援つむぎ 駒沢ルーム	世田谷区深沢2-19-14 サンライズ会館2階	同日
スパークカンパニー株式会社	スパークスタジオ喜多見	世田谷区喜多見8-15-25 キタミフオーラム1階	同日
一般社団法人子ども発達・子育て支援センターSmile-ing	発達支援ルーム にこっと	杉並区高円寺北3-40-13 BIG VALLEY 2階	同日
特定非営利活動法人めぐみの	児童発達支援・放課後等デイサービス もなか	葛飾区新宿2-12-25	同日
株式会社フォアグリーン	こいわステップ	江戸川区松島4-46-16	同日
社会福祉法人いずみ	あゆみの家幼児部	東村山市富士見町1-5-13	同日
特定非営利活動法人つくみ	チャレンジびび	八王子市大日町44-1	同日
特定非営利活動法人ひの・1-BASYO	クリップーズ	川崎市旭が丘1-15-9 2階	同日
特定非営利活動法人サポートクラブあすなろ	あすなろの家	小平市小川西町5-13-24	同日
社会福祉法人狛江市社会福祉協議会	あいとびあ子ども発達教室"はる"	狛江市元和泉2-35-1	同日
一般社団法人サポートプレイス	わくわくプレイス	羽村市富士見平1-3-1 エムマンション101	同日

一般社団法人D&A Networks	びかいち	千代田区九段南3-7-7 九段南グリーンビル7階	平成27年5月1日
株式会社桐塾	桐塾 祐天寺教室	目黒区祐天寺2-3-11 第6エスプランズ3階	同日
スパークカンパニー株式会社	スパークスタジオ学芸大学	目黒区鷹番2-17-11 イムープル鷹番A-1号	同日
AHCグループ株式会社	アプリ児童デザイナー若林	世田谷区若林4-2-5	同日
ソファル株式会社	LDサポート・療育 ソファルSSE	葛飾区亀有5-34-10 201号	同日
メディオホーム株式会社	きずな	清瀬市下清戸2-518-2	同日
株式会社LITALICO	幼児教室 Leaf成城教室 発達支援コース	世田谷区成城6-13-21 フェニックス成城201	平成27年6月1日
AHCグループ株式会社	アプリ児童デザイナー松丘	世田谷区松丘2-21-3	同日
株式会社デザイナーズ	こぼんはうす さくら	荒川区西日暮里6-23-5 光ビル1階	同日
株式会社ささえ	児童発達支援・放課後等デイサービス ささえ	武蔵野市吉祥寺本町1-35-14 ユニアス七井ビルF-1号室	同日

サービスの種類 放課後等デイサービス

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社フェアワールド	ハーティーパーチ久が原	大田区南久が原2-19-29 植松ビル2階	平成27年2月1日
株式会社そらのいろ	デザイナーズ梅ヶ丘オフィス	世田谷区梅丘1-22-4 グローリア初穂梅ヶ丘101	同日
AHCグループ株式会社	アプリ児童デザイナー駒沢	世田谷区駒沢3-14-3 フィル・パーク駒沢大学	同日
サチエ株式会社	放課後等デイサービスハート	荒川区西尾久7-5-11 マンションシリウスオグ1階	同日
株式会社シマダケアサービス	つくしんぼくらぶ	足立区西新井2-32-14 サンセール西新井1階	同日
有限会社エグザリント	児童デザイナー・アニメーターにしあらい	足立区西新井栄町2-25-10 松岡店舗	同日
株式会社カルナ	アポロキッズクラブ東堀切	葛飾区東堀切3-7-3	同日
株式会社キャン・プランナー	放課後等デイサービスつばみ	葛飾区堀切7-23-4 1階	同日
有限会社CSワークス	緑ジュエルキッズ	葛飾区堀切5-50-9	同日
株式会社ファイブアカデミー	スマートキッズプラス北葛西	江戸川区北葛西4-22-11 ベルビル1階	同日
合同会社マルシアン	ポラリスキッズ	青梅市新町7-5-5	同日
株式会社マウンテンフィールド	アプリ児童デザイナー東向島	墨田区東向島5-31-3 エピハラビル1階	平成27年3月1日
株式会社オーカ	コラノン 吾妻橋浅草	墨田区吾妻橋1-4-4 両野ビル2階	同日
株式会社フィスタ	ごえん舎江東	江東区千田8-7 高田ビル2階	同日

リアルカンパニー株式会社	アプリ児童デザイナー不動前	品川区西五反田3-13-14 ロイヤルコート目黒103号室	同日
特定非営利活動法人アフタースクールの会	めぐろアフタースクール	目黒区上目黒5-30-7 サンライズ浅見T1	同日
株式会社スマイル・キッズ	発達支援教室スマイル久が原	大田区久が原3-37-1 NYビル2階	同日
社会福祉法人宝満福祉会	あおぞら緑	世田谷区三宿2-38-7 加納屋ビル201	同日
株式会社さくらそう	さくらそうキッズ	中野区沼袋1-2-7	同日
株式会社アイダックデザイン	アトリエあいだつく新中野	中野区本町6-35-14 アダチビル3階	同日
株式会社MGコーポレーション	児童デザイナー まある	北区浮間4-32-20 松岡ビル2階	同日
株式会社このこのリーフ	このこのリーフ西台駅前	板橋区高島平1-80-13	同日
AHCグループ株式会社	テラス児童デザイナー高島平2号館	板橋区高島平7-18-18 高島平セントラルコート1階	同日
株式会社ジョイナス	発達支援センタージョイナス 向山教室	練馬区向山1-15-2 上野ビル3階	同日
有限会社CSワークス	緑カレッジ	足立区鹿浜4-26-4 トーポビル1号室	同日
株式会社COCO	放課後等デイサービス ゆめ	葛飾区青戸1-9-23 ジョネパレス葛飾第1 2階	同日
株式会社心の家グループ	たいよう 児童デザイナー船堀	江戸川区北葛西1-21-18 リカーハイツ1階	同日
株式会社ファイブアカデミー	スマートキッズプラス南篠崎第二	江戸川区南篠崎町3-24-7 島村事務所1階	同日
合同会社サポートイズ	立川らびとくらぶ	立川市幸町3-25-1 立川けやき台ハイツ1階	同日
マサキ医療福祉サービス株式会社	なかよし共和国	町田市成瀬台2-16-2 ウイル成瀬台A棟1階101号室	同日
株式会社メイクバイ	Green Apple	三鷹市深大寺3-10-39	同日
株式会社IDSE	運動療育で生きる力を育む シエル 府中教室	府中市緑町3-5-7 第二木城ビル5階	同日
株式会社ベイフワード	放課後等デイサービス わかば	調布市若葉町2-26-29 ミタムラビル1階	同日
株式会社ツツマメディカル	みらいクラブ	あきる野市秋川1-7-7 エスポワールII番館2階	同日
株式会社Kaizen	TEENS御茶ノ水	千代田区神田駿河台3-5-1 三五ビル1階	平成27年4月1日
一般社団法人ライフステップ	ケアステップ新宿	新宿区早稲田鶴巻町525 稲田ビル1階	同日
社会福祉法人武蔵野会	放課後等デイサービス びおら	文京区小日向2-16-15	同日
文京区	文京区放課後等デイサービスJOY	文京区本駒込4-35-15 文京区勤労福祉会館2階	同日
文京区	文京区児童発達支援センター	文京区湯島4-7-10	同日
株式会社ファイブアカデミー	スマートキッズプラス兩國	墨田区亀沢1-24-1 アーバンコーポ两国2階202号室	同日
株式会社オーカ	コラノン清澄白河	江東区白河2-8-5 三栄ビル4階	同日



株式会社スカード東京	らいおんハート遊びリレーション児童デイ北砂	江東区北砂5-20 7号棟第101号室	同日
株式会社ファイブアカデミー	スマートキッズプラス木場公園	江東区平野4-12-2 坂戸ビル1階	同日
特定非営利活動法人Believeびりふ	びりふ	目黒区中央町2-32-5 スマイルプラザ中央町3階	同日
特定非営利活動法人じゃんぶ	かたつむりクラブ	大田区池上3-31-14 ファミールボタ1階	同日
特定非営利活動法人じゃんぶ	ゆめクラブ	大田区池上6-13-11 不二美ビル1階	同日
株式会社SKY	あおぞら矢口園	大田区東矢口3-30-12 祥明ビル2階	同日
株式会社D&I	テラコキッズ蒲田第2教室	大田区蒲田1-25-7 グレードワン・ヒラタ1階	同日
一般社団法人凸凹Kidsすべいす	凸凹Kidsすべいす	世田谷区粕谷4-13-16	同日
スパークカンパニー株式会社	スパークスタジオ喜多見	世田谷区喜多見8-15-25 キタミフォーラム1階	同日
一般社団法人子ども発達・子育て支援センターSmile-ing	発達支援ルーム にこっと	杉並区高円寺北3-40-13 BIG VALLEY 2階	同日
株式会社カノン	カノン	杉並区高円寺南3-16-20 小林ビル1階	同日
フューチャーサポート株式会社	スキップランド 西ヶ原	北区西ヶ原4-2-19	同日
株式会社しらゆり	放課後等デイサービスしらゆり あそぼーよ みんなで	北区赤羽北3-21-20 102号	同日
特定非営利活動法人つみき	デイサービスつみき第4	北区浮間4-5-5 幸コーポII 1階101号室	同日
株式会社このこのリーフ	このこのランド上板橋	板橋区中台1-41-12	同日
合同会社ワンピース	児童デイサービス・アニマート蓮根駅前	板橋区坂下2-16-8 蓮根駅前MKビル301号室	同日
ピーエイチエス株式会社	にこにこキッズ	足立区保木間3-33-8 第126新井ビル102号室	同日
シンビオシス株式会社	あしたも笑顔 谷中公園	足立区東和5-14-18 1階	同日
日本福祉研究所株式会社	広伸会 白鳥教室	葛飾区白鳥3-6-12 1階	同日
株式会社フォアグリーン	こいもステップ	江戸川区松島4-46-16	同日
株式会社ダックス	子どもデイサービス Poco a Poco 第2	西多摩郡日の出町大字平井字三吉野欠上15-15	同日
特定非営利活動法人アイゴ21	やまだこども放課後教室	東村山市秋津町5-9-4 秋津クリニックビル3階	同日
社会福祉法人藤の会	ころぼつくる	八王子市東浅川町629-1	同日
特定非営利活動法人つくみ	チャレンジびび	八王子市犬目町44-1	同日
株式会社Enfant's	「楽しい運動療育・学習サポート・音楽セラピー」IIへ脳を育てるこどもプラス〜	八王子市大塚623-3 かざまビル401号室	同日
株式会社クエスト	ハッピーテラス国分寺	国分寺市南町2-17-4 国分寺南町ビューハイソ101号	同日
株式会社現代企画	ハッピーテラス町田駅前	町田市森野2-2-36 Wald202 2階	同日

社会福祉法人武蔵野千川福祉会	千川さくらんぼクラブ	武蔵野市八幡町2-5-3 武蔵野中央公園 北ホール1階	同日
特定非営利活動法人ひのり-BASYO	クリッパーズ	日野市風が丘1-15-9 2階	同日
株式会社ファミリーホーム	ドリームボックス武蔵台	府中市武蔵台1-27-7	同日
社会福祉法人この指とまれ	デイグループほっと	東大和市清水3-785-2	同日
一般社団法人ふれあいの郷	放課後等デイサービス どリーむ	武蔵村山市三ツ藤2-27-4	同日
一般社団法人サポートブレイス	わくわくブレイス	羽村市富士見平1-3-1 エムマンション101	同日
社会福祉法人隠月会	療育型児童デイサービスさんか第3	西東京市田無町4-17-14	同日
一般社団法人D&A Networks	ひかいち	千代田区九段南3-7-7 九段南グリーンビル7階	平成27年5月1日
株式会社レディバードアカデミー	てんとうむし 田町	港区海岸3-16-10 タクウビル1階	同日
特定非営利活動法人えがおさんさん	放課後等デイサービス すまいる	新宿区高田馬場1-25-36 タイオー・インターナショナルビルディング30C	同日
株式会社桐塾	桐塾 祐天寺教室	目黒区祐天寺2-3-11 第6エスプランズ3階	同日
スパークカンパニー株式会社	スパークスタジオ学芸大学	目黒区鷹番2-17-11 イムブル鷹番A-1号	同日
AHCグループ株式会社	アプリ児童デイサービス若林	世田谷区若林4-2-5	同日
株式会社K-STAGE	すかいきっす	足立区西保木間1-21-7-101	同日
ソラアル株式会社	LDサポート・療育 ソラアルSSE	葛飾区亀有5-34-10 201号	同日
株式会社メディカルワン・アップ	くすのき放課後等デイサービス葛西	江戸川区南葛西1-10-6 A-YU1階	同日
バイオマス・ジャパン株式会社	ハッピーテラス西葛西	江戸川区西葛西7-3-10 BKN西葛西5階	同日
株式会社K&N	放課後等デイサービス キッズピース平井	江戸川区平井6-14-10 にしきビル2階	同日
合同会社ククル	ククルの実	江戸川区鹿骨1-59-12 鹿骨センターハイソ101	同日
一般社団法人地域福祉推進機構	児童デイサービス ばんびーのしのざき	江戸川区篠崎町1-7-2	同日
永山運送株式会社	ハッピーテラス八王子みなみ野	八王子市みなみ野3-31-17 ボヌールB	同日
株式会社ナカミチ	ナカミチ児童デイサービス忠生	町田市忠生3-25-11 忠生ビル2-B号室	同日
株式会社ヒーローズコーポレーション	星の王子	町田市中町3-6-12 町田向井田ビル1階	同日
メデイホーム株式会社	きずな	清瀬市下清戸2-518-2	同日
日本マキエリ株式会社	放課後等デイサービス あんず	墨田区業平4-6-3 プレジール101	平成27年6月1日
株式会社ファイブアカデミー	スマートキッズプラス平井北	墨田区八広4-48-5 エコーピア2階4号室	同日
株式会社ファイブアカデミー	スマートキッズプラス東雲	江東区東雲1-6-23 スクエア1623 2階201号室	同日

AHCグループ株式会社	アプリ児童デイサービス桜丘	世田谷区桜丘2-21-3	同日
株式会社デイサービス	こばんはうす さくら	荒川区西日暮里6-23-5 光ビル1階	同日
株式会社ワイス	わいわいプラス荒川教室	荒川区町屋5-5-19 コーポアポロン1階	同日
株式会社心の家グループ	たいよう 児童デイサービス瑞江	江戸川区瑞江2-24-8 シェアヴィー瑞江1階	同日
特定非営利活動法人ゆいまる	ゆいまる	立川市羽衣町1-6-10 小川ビル2階	同日
株式会社ささえ	児童発達支援・放課後等デイサービス ささえ	武蔵野市吉祥寺本町1-35-14 ユニアス七井ビルF-1号室	同日
きずな株式会社	脳を育てる運動療育センター 子どもプラス 豊田教室	日野市多摩平3-2-1 2階	同日
株式会社Alpha-Laコーポレーション	遊び・運動療育・学びの場 発達支援教室 アルファラ百草教室	日野市百草222-6 ソレイユモグサ1階	同日
株式会社あおぞら	おもちゃ箱こがねい	小金井市眞井北町1-24-9	同日
特定非営利活動法人ふみ月の会	ふみ月チャレンジたま川	調布市多摩川5-24-18	同日
一般社団法人生活支援ネットアーリーバード	アーリーバード 柴崎	調布市菊野台1-52-4 二高家ビル2A	同日
株式会社カイオー	マイスペ児童デイサービス清瀬	清瀬市元町1-13-20 ブリックヒル1階	同日

●東京都告示第千六百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十一月二十七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

東京都知事 舩 添 要 一

一 路線名 北品川四谷

二 変更の区間 渋谷区千駄ヶ谷二丁目三十三番三十八地

先から同区千駄ヶ谷一丁目十五番一地先

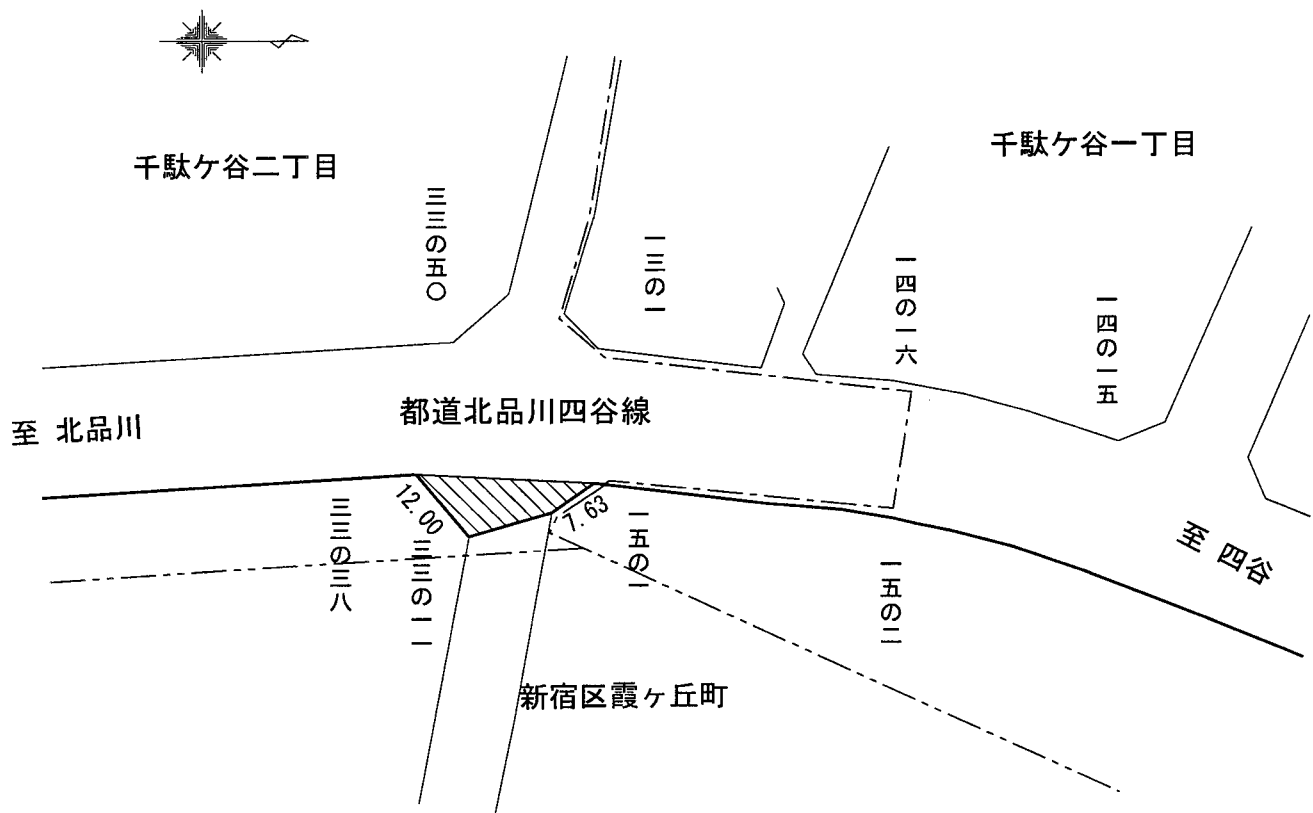
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道北品川四谷線区域変更略図  
渋谷区千駄ヶ谷二丁目地内



延長 二六・〇九メートル  
 面積 一三〇・二四平方メートル



●東京都告示第七百号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

平成二十七年十一月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

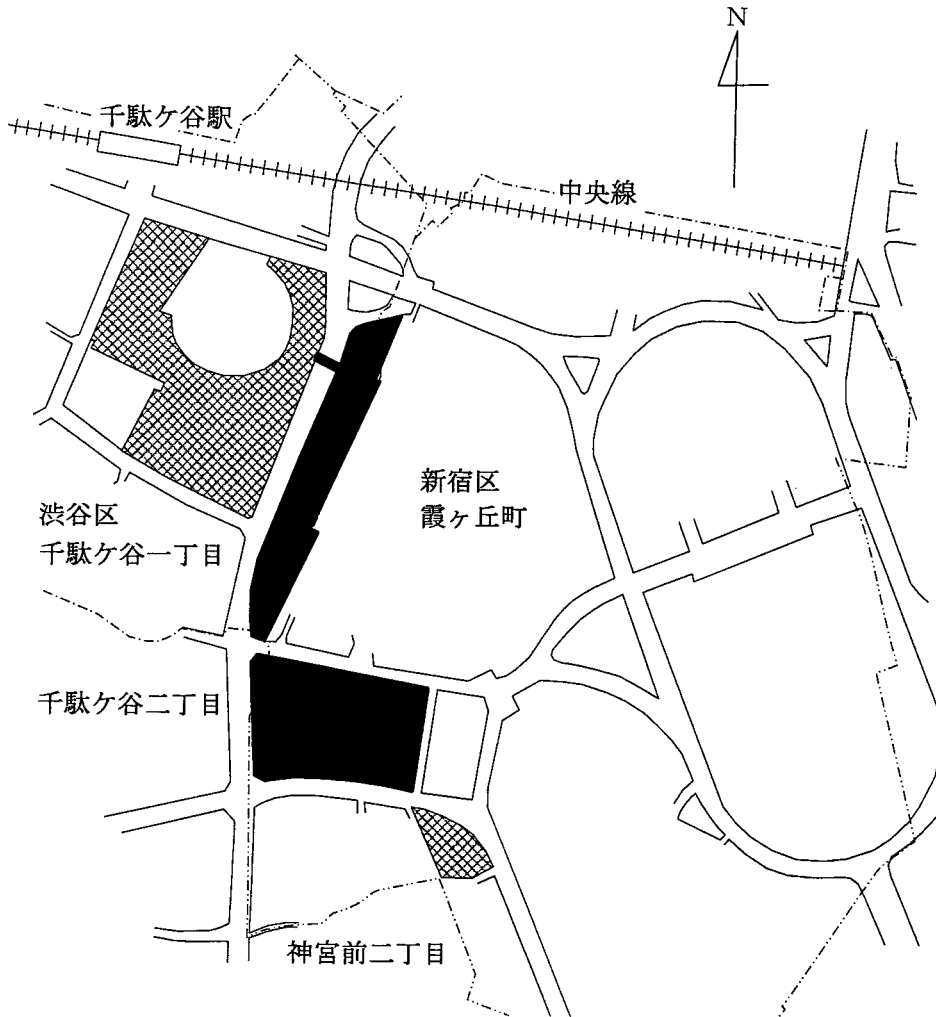
公園名 変更内容 変更年月日

東京都立明治公園 別図のとおり 平成二十八年一月二十七日

別図

東京都立明治公園 区域変更略図

変更箇所	新宿区霞ヶ丘町、渋谷区千駄ヶ谷一丁目及び千駄ヶ谷二丁目
変更前の区域	面積 五七、三〇九・三四 平方メートル
廃止区域	面積 二六、二八〇・一五 平方メートル
変更後の面積	三一、〇二九・一九 平方メートル



●東京都告示第七百一十号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五十四条第一項の規定により、昭和四十五年東京都告示第七百号（河川保全区域の廃止及び指定）で指定した河川保全区域の一部の指定を次のように廃止する。

なお、関係図書は、平成二十七年十一月二十七日から二週間東京都建設局河川部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

東京都知事 舩 添 要 一

一 河川の名称

荒川水系一級河川隅田川

二 廃止する区域（次図表示のとおり）

足立区宮城二丁目一番四地内

同 所四十二番二地内

同 所同 番三地内

同 所四十三番地内

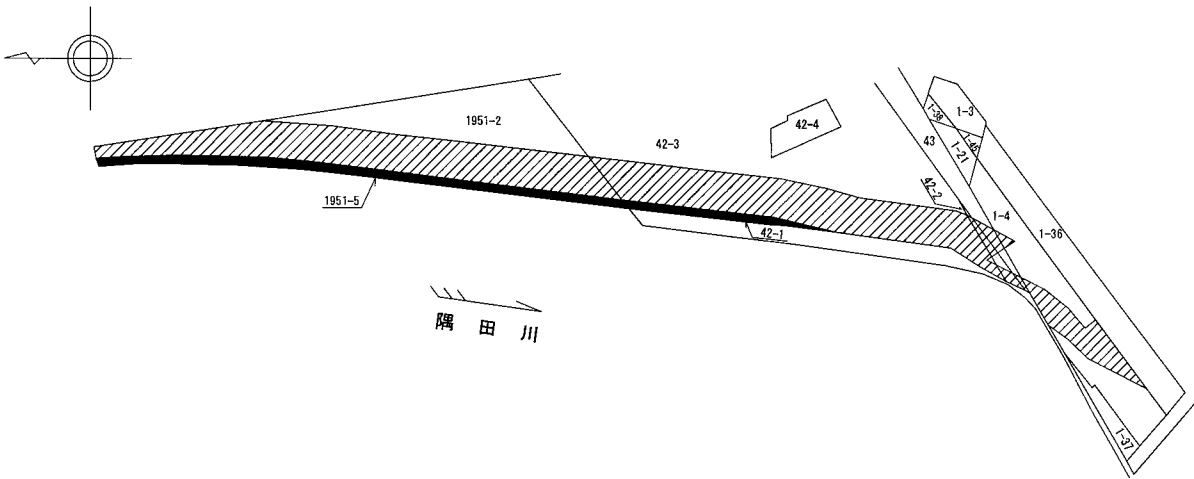
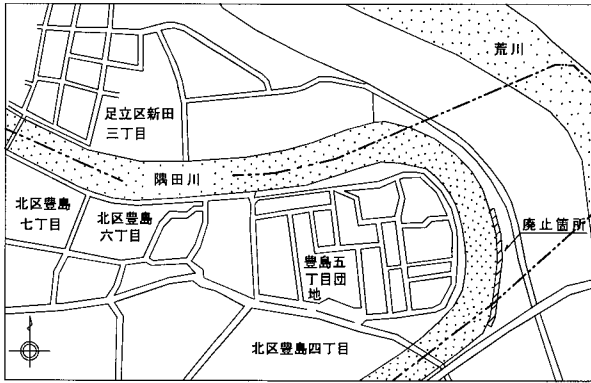
北区豊島五丁目千九百五十一番二地内

別 図

足立区宮城二丁目地内・北区豊島五丁目地内

■ 隅田川河川区域

▨ 廃止する河川保全区域



●東京都告示第七百二二号

平成十八年東京都告示第七十三号(海岸保全区域の変更)により指定した若郷地区海岸に係る海岸保全区域について、海岸法(昭和三十一年法律第一百号)第三条第一項の規定に基づき、次のとおり変更する。

平成二十七年十一月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

沿岸名 漁港名 地区海 指定区域  
岸名

東京都 若郷漁 若郷 次のイ点からヌ点までを順次直線で結んだ線及びヌ点とイ点とを直線で結んだ線により囲まれた区域  
伊豆諸 港  
島沿岸

イ点 東京都新島若郷漁港、漁

港原点(北緯三十四度二十四分五十五・六九秒、

東経百三十九度十六分二十九・〇七秒)から七十

六度五十分十四・九二秒

三百五十一・五六一メートルの地点

口点 イ点から三百二十五度〇

〇分〇〇・五一秒百九十

・〇一三メートルの地点

ハ点 口点から十七度五十九分

五十九・五二秒千五十六

・七九九メートルの地点

ニ点 ハ点から百五十九度十六

分五十三・一四秒百五十一

・六三九メートルの地点

ホ点 二点から八十八度四十九

分四十五・〇七秒三十

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第399号

警察法(昭和29年法律第162号)第43条の規定に基づき

東京都公安委員会委員長の選任及び東京都公安委員会運営

規則(平成13年3月28日東京都公安委員会規則第6号)第

9条の規定に基づき東京都公安委員会委員長代理の指名に

ついては、平成27年11月13日付けをもって、次のとおりと

した。

平成27年11月27日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

〇二メートルの地点

ヘ点 ホ点から百六十九度四十一

分十・九七秒百五十二

・三八七メートルの地点

ト点 ヘ点から百九十一度〇二

分〇四・七五秒三百三十

一・三七七メートルの地

チ点 ト点から百九十七度二十

三分五十五・六四秒二百六

十一・九二〇メートルの

地点

リ点 チ点から百十二度〇〇分

〇一・〇二秒三十一・〇

三二メートルの地点

ヌ点 リ点から二百十二度五十

九分五十九・七一秒二百

七十・〇一八メートルの

地点

公 告

委員長 渡邊 佳英  
委員長代理 北井 久美子

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第

一項に規定する特定非営利活動法人の設立の申請があ

ったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条

例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三

号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年十一月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人がやく女性の輪

三 代表者の氏名

舟木 正朋

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区銀座二丁目十四番十八号 レイ銀座ビル

四階

五 定款に記載された目的

この法人は、老若男女、国内外を問わず、広く社会一般の人々の自由意思によって参加するものであり、各地区において主たる「講座」を行いながら、人の道に沿って、それぞれの立場で日常を有意義に過ごしながら、自分らしい生き方を自己意識の目覚めと、自己実存の確かなる手ごたえとともに、よりよい社会への貢献を目的と

する。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Little Bridge

三 代表者の氏名

樋口 昌平

四 主たる事務所の所在地

東京都目黒区下目黒三丁目十二番十一号

五 定款に記載された目的

スポーツが持つ可能性を日本から世界に発信していくことを目的とする。スポーツが持つ本質的な価値を見つめ、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック開催国として日本からスポーツ文化を醸成するムーブメントを創り出す。世界にスポーツを通じて繋がりを創出し、世の中の複雑な問題にスポーツを通じてアプローチし、スポーツを通じて世の中を良くする活動をリードしていく。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 LILA 子どもの学びを支援する会

三 代表者の氏名

片野 和恵

四 主たる事務所の所在地

東京都足立区梅島三丁目一番六号 ニアステーションビル四階

五 定款に記載された目的

この法人は、貧困、親の無関心、親の日本語力の乏しさから学びへのサポートが得られない子どもたちに、学びと体験の環境を地域の人の輪で与え、共に幸せに生きることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 H O P E

三 代表者の氏名

中原 修二郎

四 主たる事務所の所在地

東京都荒川区西日暮里二丁目二十二番一―一三一〇号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業という記載に含まれる事業(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・療養介護・生活介護・短期入所・共同生活介護・共同生活援助・重度障がい者等包括支援・自立訓練(機能訓練・生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)を行い障がい者の真の社会的自立を確立することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 F C オール

三 代表者の氏名

池田 將典

四 主たる事務所の所在地

東京都国立市泉三丁目十一番地の四

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の人々に対して、スポーツの普及・育成・競技力向上に関する事業、並びにスポーツ文化への正しい理解を深めるための事業を行い、青少年の健全な心身の発達を支援するとともに、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価

本号  
 一箇月 五〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001